

その他の給付について

● 第三者行為

交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきもので保険診療の対象となりませんが、届け出により後期高齢者医療保険で治療を受

けることができます。

● 葬祭費

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

● 特定疾病(人工透析など)

申請により「特定疾病療養受療証」が交付され、毎月の自己負担額は1万円までとなります。

医療費が高額になったときは？

● 高額療養費

1カ月の医療費が高額になったときは、申請により下表の自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給します。一度申請すると、以後の高額療養費は自動的に登録口座に振り込まれます。(対象者には診療月の3カ月後以降に申請書が自動的に送付されます。)

※差額ベッド代などの保険診療対象外のものや入院時の食事代は含まれません。

※下表の区分Ⅰ・Ⅱの人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」の提示が必要です。

● 高額介護合算

年間(毎年8月分～翌年7月分)の医療費の自己負担額と、介護サービスの自己負担額を合算した額が限度額を超えたときは、申請により超えた額を高額介護合算療養費として支給します。(対象者には毎年1月末に申請書が自動的に送付されます。)

平成29年8月(食事代については平成30年4月)から自己負担限度額が変わります! 後期高齢者医療制度に関わる自己負担限度額について

所得区分	所得基準	自己負担割合	自己負担限度額(月額)		入院したときの食事代(1食当たり)
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯合算)	
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準所得145万円以上の被保険者がいる場合(申請により自己負担割合1割となった場合を除く)	3割	4万4,400円 平成29年8月から 5万7,600円	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1%※1 年4回目以降は4万4,400円※2	360円 平成30年4月から 460円
一般	現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱ以外の人	1割	1万2,000円 平成29年8月から 1万4,000円 ※3	4万4,400円 平成29年8月から 5万7,600円 年4回目以降は4万4,400円※2	360円※4 平成30年4月から 460円 ※4
区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分Ⅰ以外)	1割	8,000円	2万4,600円	過去1年間で90日までの入院 210円 過去1年間で90日を超える入院 160円※5
区分Ⅰ	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等の控除額は80万円として計算)	1割	8,000円	1万5,000円	100円

※1 総医療費が26万7,000円以下の場合、自己負担額は8万100円

※2 過去1年間に外来+入院の限度額を3回以上超えた時に4回目以降の額

※3 1年間(8月～翌年7月)の外来(個人)の自己負担額の合算額に、年間14万4,000円の上限があります。

※4 指定難病患者の人、一定期間精神病床に入院中の人などは、260円の場合もあります。

※5 過去1年間で区分Ⅱの認定証が交付されている期間の入院日数が90日を超えたことを申請して認められた時の額

生活習慣病を早期発見!

後期高齢者健康診査を受診しましょう



受診期間

平成29年7月～11月末まで

対象

平成29年8月31日までに後期高齢者医療制度に加入した人

自己負担額

平成28年度住民税課税世帯の人 500円
平成28年度住民税非課税世帯の人 200円

受診券の送付スケジュール

4月末時点の被保険者……………6月下旬

5月～7月中に被保険者となった人……8月下旬

8月中に被保険者となった人……………9月下旬

※詳しくは広報津6月16日号の同時配布の冊子「平成29年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。